

「スライド」

新型コロナウイルスをはじめ、近年の様々な世界情勢により資材価格が高騰しています。このような背景を受けてなのか、日本下水道事業団でも『スライド』という言葉をよく耳にするようになりました。下水道工事に限った話ではありませんが、今回はこの『スライド』についてご紹介します。

『スライド』とは、標準請負契約約款に基づく工事請負契約書第26条第1項～第6項の請負代金額変更の規定（スライド条項）のことです。賃金又は資材価格の変動が、通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることから賃金又は資材価格の変動によるリスクは受注者が負担しますが、通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみリスクを負担するのは不適切であるという考え方のもと、賃金又は資材価格の変動が生じた場合に請負代金額の変更を行うための条項です。このスライド条項ですが、全体スライド（第1項～第4項）、単品スライド（第5項）、インフレスライド（第6項）に区分されます。それぞれの概要は以下のとおりです。

①全体スライド

工期が12か月を超える工事であり、残工期が2か月以上ある工事を対象として、比較的緩やかな価格の変動に対応する措置として、残工事量に対する労務単価および資材単価の変更を行うもの

②単品スライド

残工期が2か月以上ある工事を対象として、主要な資材価格の著しい変動に対応する措置として、部分払いを行った出来高部分を除く主要な資材（鋼材類、燃料油類等）単価の変更を行うもの

③インフレスライド

残工期が2か月以上ある工事を対象として、急激なインフレーションやデフレーションの発生による価格の変動に対応する措置として、残工事量に対する労務単価および資材単価の変更を行うもの

このように、生じている事象により適用するスライド条項が異なり、変更対象とするものも異なります。そのため、賃金および資材価格の変動が生じた場合には、国土交通省や各自治体等が定める運用マニュアル等に基づき、適切に変更を行う必要があります。

（技術監理課）

<参考>

国土交通省 HP, 各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について (https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html)